



いばらき 農業委員会だより

第181号
令和5年1月発行



謹んで新年のお慶びを申し上げます。皆様には、令和5年の年明けをご家族お揃いでお健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は、本市農業委員会の諸活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。昨年、コロナ禍やロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化等により経済・金融・貿易等の世界的な情勢が激変し、我々農業者にとりましても生産資材価格等の高騰など厳しい一年となりました。農業委員会では昨年の8月に「ふるさと農業再生委員会」「都市農政対策委員会」の両委員会での検討を踏まえ、本市農業の課題について「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」を福岡市長に提出し、課題解決に向け要請を行いました。また、昨年の農業経営基盤強化促進法等の改正により、人・農地プランの策定が法定化され、農業委員会には農業上の利用の意向等の情報を勘案して目標地図の素案作成が求められております。今後、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため各地域での話し合いが必要であると考えております。そのような中、今年は農業委員・推進委員の改選の年に当たります。地域農業の課題解消に向け活動いただける方を推薦していただきたいと思っております。今後も引き続き、農業委員会の重点業務である農地利用の最適化の実現に向け、それぞれの地区ごとに農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し取り組んでまいりますので、本年も本市農業委員会の活動にご理解、ご協力をお願いいたします。最後にになりましたが、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りし、新年のごあいさついたします。

そのような中、今年は農業委員・推進委員の改選の年に当たります。地域農業の課題解消に向け活動いただける方を推薦していただきたいと思っております。今後も引き続き、農業委員会の重点業務である農地利用の最適化の実現に向け、それぞれの地区ごとに農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し取り組んでまいりますので、本年も本市農業委員会の活動にご理解、ご協力をお願いいたします。

最後にになりましたが、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りし、新年のごあいさついたします。

謹んで新年のお慶びを申し上げます。皆様には、令和5年の年明けをご家族お揃いでお健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は、本市農業委員会の諸活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。昨年、コロナ禍やロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化等により経済・金融・貿易等の世界的な情勢が激変し、我々農業者にとりましても生産資材価格等の高騰など厳しい一年となりました。農業委員会では昨年の8月に「ふるさと農業再生委員会」「都市農政対策委員会」の両委員会での検討を踏まえ、本市農業の課題について「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」を福岡市長に提出し、課題解決に向け要請を行いました。また、昨年の農業経営基盤強化促進法等の改正により、人・農地プランの策定が法定化され、農業委員会には農業上の利用の意向等の情報を勘案して目標地図の素案作成が求められております。今後、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため各地域での話し合いが必要であると考えております。そのような中、今年は農業委員・推進委員の改選の年に当たります。地域農業の課題解消に向け活動いただける方を推薦していただきたいと思っております。今後も引き続き、農業委員会の重点業務である農地利用の最適化の実現に向け、それぞれの地区ごとに農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し取り組んでまいりますので、本年も本市農業委員会の活動にご理解、ご協力をお願いいたします。



茨木市農業委員会

会長 小濱 邦臣

新年のいあつわし



農林産物品評会特賞入賞者一覧

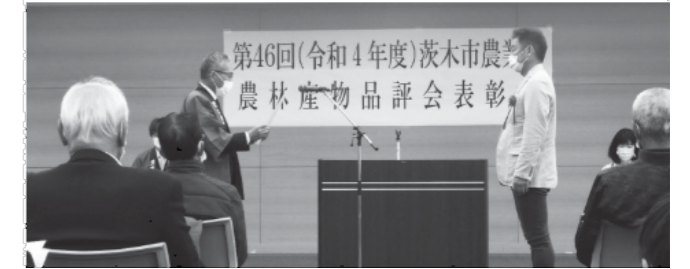
茨木市長賞	北 辻 昇
茨木市議会議長賞	大 上 真 一
大阪府知事賞	塩 田 寛
茨木市農業委員会会長賞	室 雅 治
茨木市農業協同組合長賞	田 所 敏 幸
茨木市農業振興団体連合会会長賞	清 水 洋
茨木市農協実行組合長会連絡協議会会長賞	下 村 治 男
茨木市林業推進協議会会長賞	長谷川 進 一
大阪府農業会議会長賞	松 本 清
三島地区農業委員会連合会会長賞	小 路 信 子
大阪府農業協同組合中央会会長賞	大 神 菊 雄
全国農業協同組合連合会大阪府本部長賞	小 林 治 夫
大阪府信用農業協同組合連合会会長賞	大 神 平
全国共済農業協同組合連合会大阪府本部長賞	三 吉 文 男
大阪エコ農産物「いばらき育ち」賞	下 村 五 壽 男
大阪府森林組合長賞	片 狩 均
大阪府農業共済組合組合長理事賞	主馬野 芳 隆
大阪府花き園芸連合会会長賞	田 仲 久 子

農業者年金に加入しませんか

積立方式(確定拠出金型)の年金で少子高齢化時代でも安心の制度です。

- ◆加入要件は、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方(60歳以上65歳未満の方で国民年金任意加入者)
- ◆保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で千円単位で自分で選べ、いつでも見直しができます。
- ◆保険料の全額が社会保険料控除等の税制優遇措置を受けられます。
- ◆80歳までの保証がついた終身年金です。(80歳前になくなった場合、死亡一時金を遺族に支給します。)
- ◆認定農業者等要件を備えた方には、保険料の国庫補助があります。

第46回農業祭が、令和4年11月19日(土)、20日(日)の2日間、「都市と農村のふれあいを求めて」をテーマに、中央公園グラウンドで開催されました。農業祭は、新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの開催となりましたが、農業者の皆さんが丹精込めて育てた新鮮で安全安心な農産物を買求める家族連れなど約2万5千人が訪れました。また、農林産物品評会には、野菜、果実、花き等465点の出品があり、特賞18点、優秀賞20点、努力賞10点が入賞しました。なお、特賞に入賞されました方々は、左表のとおりです。





令和4年度大阪府農業委員会大会が、10月18日、大阪国際交流センターにおいて開催され、茨木市農業委員及び農地利用最適化推進委員を含む多くの府内農業委員等が参加された。

府内全市町村の委員が一堂に会して開催されるのは3年ぶり、マスク着用などの新型コロナウィルス感染症対策を徹底しての開催となった。

また、人・農地関連法改正に伴う農業者の意向を踏まえた目標地図の素案（農地利用地図の原案）作成において、地域農業のリーダーである農業委員及び農地利用最適化推進委員に対しては大きな期待が持たれている。

農業委員会組織としては、地域の話し合い活動を通じて、地域毎の課題を解決し、かけがえのない農地を保全・活用し、次世代へ継承していく取組みを引き続き推進していくと挨拶された。

続いて、農業委員会委員等永年在任者表彰、なにわ農業賞表彰が行われた。

第1部は、大阪府農業会議の中谷会長が開会挨拶で、昨今のコロナ禍とウクライナ情勢とが相まって生じている世界的な食料需給の変化、米価の低迷、生産資材価格等の高騰など農業者を取り巻く様々な問題が生じているなか、本府においては、生産資材価格高騰の影響を受ける農業者に対する支援策が補正予算にて措置された。

大阪府農業会議の鈴木専務理事兼事務局長からは、最近の農業情勢や人・農地関連法の改正概要等を報告された。

一方、議案審議では、「大阪農業の活性化に向けた提案決議」、「都市農業・農地の保全・振興に関する提案決議」、「地域の農地を活かし、持続可能な大阪農業を創る運動の推進に関する申し合わせ決議」の各議案が採択された。

第2部では、横浜国立大学経済学部・大妻女子大学社会学部名誉教授の田代洋一氏が「大阪農業の課題と農業委員会の役割について」をテーマに、東京圏、名古屋圏といっ

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、最新の農業情勢について分かりやすく解説し、農業者の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

購読料 月額700円(送料込)

発行日 毎週金曜日

購読のお申込みは、茨木市農業委員会へ

た他の都市農業圏に比べて、水田農地面積の占める割合が多い大阪都市農業の特質や課題、そして今年5月に成立した市町村による地域計画策定などを柱とする人・農地関連法の改正に伴う目標地図の素案作成における農業委員会の役割や大阪都市農業圏における地域計画実質化の有効性に対する問題点等について講演された。



講師 田代洋一 氏

大阪府農業委員会大会

「農地を次世代へ継承する取組の強化」

農地を転用するときは許可、届出が必要です

- **農地を転用するときは、農地法の許可が必要です。**
農地転用とは、農地を農業以外の目的に使用することをいいます。
例えば、農地を住宅や倉庫を建てるための敷地や、駐車場や資材置場にするなどです。
農地法では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、周辺農地への影響等がない場合に限り、転用を許可しています。
- **農用地は原則転用できません**
農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が策定している農業振興地域整備計画では、所有者の申請に基づき、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域が設定されています。
農用地区域内にある農地の転用は原則認められません。
農用地区域内農地に関する問合せは農林課 (Tel 6 2 0 - 1 6 2 2) 推進係まで。
- **どのような手続が必要なの？**
市街化調整区域の農地については農業委員会の許可が、市街化区域の農地については農業委員会への届出が必要です。
農地の転用には、農地法第4条と第5条の手続があります。
第4条は、自己所有の農地を農地以外のものにする場合の手続です。農地所有者が許可の申請又は届出を行います。
第5条は、農地を農地以外のものにする目的で、売買、貸借等をする場合の手続です。
農地所有者(売主又は貸主)と転用事業者(買主又は借主)の連名で申請等を行います。

違反転用、事前着工には 厳しい罰則があります

許可を受けず、届出もせずに農地を転用した場合(事前着工を含みます。)、許可等の内容と異なる目的に転用した場合は、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。
また、特段の事情がないにもかかわらず相当の期間を経過してもこれに従わない場合は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)という厳しい罰則の適用もあります。

- **一時的に農地を転用する場合も許可、届出が必要です**
農地を一時的に農業以外の目的に利用する場合(工事のための仮設事務所、資材置場、土砂採取、一定規模の農地改良工事等)についても、農地の一時転用の許可、届出が必要です。
- **いつから工事に着手できるか？**
工事の着手は、許可後又は届出が受理された後となります。
事前着手はできませんのでご注意ください。
- **転用の相談をしたいときは？**
市街化調整区域の農地転用は、法令で特に厳しく基準が定められています。
基準を満たさない農地に転用事業を計画しても、許可を受けられません。
また、市街化区域の転用届出についても、一定の条件が必要です。
農地転用の手続には、分かりにくい部分もありますので、事前に地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会にご相談ください。